１．件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(5・6 号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）に係る面談

２．日時：令和 5 年 11 月 9 日（木）14 時 30 分～16 時 20 分

３．場所：原子力規制庁 6 階会議室

４．出席者

原子力規制庁　原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

森審査班長、椎名係長、山下安全審査専門職

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、丸山主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社　福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室　担当１名（Web 会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所　担当５名（Web 会議システムによる出席）

５．要旨

〇東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（5・6 号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）について、資料に基づき説明があった。

〇原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

＜実施計画変更認可申請書関係＞

- 移送設備について、新たに主配管として鋼管を使用する箇所があることから、当該項目に関する確認項目を示すこと。

＜まとめ資料関係＞

- 滞留水の移送先変更に伴い水撃の評価をしているが、その評価の意味合い及び結果の妥当性について示すこと。
- 配管の最高使用圧力に関して、その決定に至った考え方及び導出過程を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ.12 作業者の被ばく線量の管理等」に関して、各作業における計画被ばく線量の詳細を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ.14.②自然現象に対する設計上の考慮」に関して、耐震クラスを決定した根拠を示すこと。

〇東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

６．その他

資料：

- 特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について（5・6 号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良について）

- 福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（Ⅱ 2.33 5･6号機 放射性液体廃棄物処理系）
- 添付資料－１３　滞留水移送設備に係る確認事項
- 指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）

以上